

OVERSEAS TRAVEL INSURANCE
IDENTIFICATION CARD

This is to certify that the person named in the schedule is an insured under OVERSEAS TRAVEL INSURANCE issued by Aioi Nissay Dowa Insurance Co., Ltd. subject to all provisions, definitions, limitations and conditions of said policy; to the extent here in provided.

■ To All Claim Agents (クレームエージェントの皆様へ)

The holder of this IDENTIFICATION CARD is the insured of the Overseas Travel Insurance of this Company. On this IDENTIFICATION CARD cases to be covered and the sum insured or amount of limit are printed. In case the insured sustains injury or becomes sick and notifies you of the accident or claims for the payment of benefits, please be helpful to the insured by explaining the necessary procedures and by paying the relevant benefit promptly on behalf of this company.

本IDカード所持者は当社の海外旅行保険を付しており、補償条件、保険金額等は本証に印刷されています。万一、被保険者が事故にあい、貴店に事故通知または保険金請求された場合は、当社に代わって必要な手続きの説明、迅速かつ適正な保険金の支払いにより、被保険者の便宜、救済を図っていただきたくお願い申し上げます。

- このIDカードは万一の際にご自身を守る大切なものです。大切に携行・保管してください。
- 海外出張・駐在・旅行中に突然のケガや病気等でお困りの時は、AD海外あんしんダイヤルへご連絡ください(日本語受付)。病院の案内、手配のほか、状況に応じて入院手配・緊急移送等を迅速に行います。
- AD海外あんしんダイヤルには次の点をお伝えください。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| 1. あいおいニッセイ同和損保の海外旅行保険の加入者であること | 5. ご契約内容 |
| 2. お名前 | 6. 現地連絡先と電話番号 |
| 3. POLICY NO.(裏面参照) | 7. 事故内容・ケガの状態・病気の症状 |
| 4. ID NO.(裏面参照) | |

- 下記の場合には、キャッシュレス・メディカルサービスが利用できませんので、お客さまご自身で医療機関に治療費をお支払いください。下記2、3の場合は、治療費を一旦ご負担のうえ、帰国後に保険金を請求してください。

1. お客さまのご契約内容によりお支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合
2. 治療費用保険金の縮小てん補に関する特約または治療費用保険金の免責金額に関する特約をセットしているご契約
3. 緊急歯科治療費用補償特約をセットすることによりお支払い対象となる場合
など

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

IDENTIFICATION CARD
VALID WORLDWIDE

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
Aioi Nissay Dowa Insurance Company, Limited

医師に診断書等の作成を依頼する場合の外国語
次の文章を病院窓口または医師にご提示ください。

(日本語)

医師の方へ

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。
・診断書
・治療費請求明細書および領収書

(英語) (English)

TO THE ATTENDING DOCTOR:

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.
・ Medical Certificate.
・ Bills of medical expenses and receipts.

(フランス語) (French)

A L'INTENTION DU DOCTEUR:

Veillez remettre les documents suivants qui sont exigés, de manière, à pouvoir toucher vos indemnités.
・ Certificat médical.
・ Factures et reçus des frais médicaux.

(ドイツ語) (German)

Für den Doktor:

Bitte überbringen Sie die folgenden Dokumente, die für die Forderung der Leistungen notwendig sind.
・ Ärztliche Atteste.
・ Rechnungen der ärztlichen Ausgaben und Belege.

(スペイン語) (Spanish)

A los Sres médicos :

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesarios para la reclamación de los beneficios.
・ Certificado médico.
・ Facturas de los gastos médicos y los recibos.

(日本語)

病院・医師の方へ

このIDカードを持っている患者はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の海外旅行保険に加入しています。

The patient who bears the attached IDENTIFICATION CARD is Insured by Aioi Nissay Dowa Insurance Co., Ltd. Under the OVERSEAS TRAVEL INSURANCE Policy.

Aioi Nissay Dowa Insurance Co., Ltd.

云々のレンタカーに個人（注）または法人に使用されている車両に限り適用されます。

- エイビス社 ●トヨタ社 ●アラモ社 ●ジャパンレンタカーグアム社
- ナショナル社 ●ダラー社 ●ニッサンレンタカーグアム社
- バジェット社 ●ハーツ社 ●ニッポンレンタカーグアム社

(注) ハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等を含みます。

- 家族総合賠償責任危険補償特約の自己負担額
自動車事故については「下表の金額」または「現地の自動車保険」のいずれか高い額を超えた損害の額がお支払対象となります。

事故発生地	自己負担額
アメリカ、カナダ (注)	US\$ 250,000
ヨーロッパ諸国 (ロシア、東欧圏を除きます)、オーストラリア、ニュージーランド (注)	US\$ 100,000
上記以外の地域	US\$ 30,000

(注) いずれも属領、信託統治領を含みます。

- その他のご注意

- ① すべてのご契約に「一時帰国中補償特約」が自動的にセットされています。ただし、旅行先に「日本」を含む契約を除きます。
- ② すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされています。
- ③ 「弁護士費用等」欄に保険金額の表示がある場合、法律相談費用保険金は、1回の事故につき、10万円が限度となります。

- セットされる特約

一時帰国中補償特約 セット

ご加入内容 SCHEDULE

ID NO.	00108	END NO.		POLICY NO.	SA04796436
POLICY PERIOD 保険期間	FROM 2019. 12. 19 TO 2020. 12. 18				
INSURED 被保険者	EMORI SOTA				
POLICYHOLDER 保険契約者	SHINANO KENSHI CO., LTD.				
LIMIT OF LIABILITY (UNIT: ¥1,000) 補償項目およびその保険金額(単位: 千円)					
Injury Death	[傷害死亡]	5,000			
Injury Physical Impediment	[傷害後遺障害]	5,000			
Injury Medical Expenses	[傷害治療費用]	2,000			
Sickness Medical Expenses	[疾病治療費用]	2,000			
Sickness Death	[疾病死亡]	2,000			

AD海外あんしんダイヤルの連絡先

(注) 電話番号については最新のものを掲載していますが、事務所移転、現番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。詳細は、「海外旅行保険のご案内」をご覧ください。

ご滞在地	電話番号
アメリカ本土 (アラスカを含む)・ハワイ	1-866-3303191
カナダ	1-877-6053532
フランス、イギリス、アイルランド、スペイン、ポルトガル、イタリア、オーストラリア、スイス、ドイツ、ベルギー、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー	00-800-33-8530
フィンランド	990-800-33-8530
南アフリカ	09-800-33-8530
ロシア	810-800-2052-40 810-800-2065-40
シンガポール	800-810-2351 001-800-65-8530
タイ、香港、韓国	001-800-65-8530
フィリピン、台湾、ニュージーランド	00-800-65-8530
マレーシア	1-800-81-5065 00-800-65-8530
オーストラリア	1-800-781-229 0011-800-65-8530
グアム	011-800-65-8530
サイパン	1-877-469-8818 011-800-65-8530
中国	北部 (北京市、天津市、黒龍江省、吉林省、遼寧省、河北省、山西省、山東省、河南省、内モンゴル自治区) 10-800-813-2830 南部 (上記以外の上海市、広東省、四川省など) 10-800-481-3020 全土 ※つながりにくいことがあります。 00-800-65-8530 全土 ★携帯電話専用 (有料) 4001-202150
マカオ	0800-958
インドネシア	001-803-008111
日本国内から	0120-853024
無料電話につながらない場合、掲載のない国・地域 (注) コレクトコール (注) ベトナム、カンボジア、インド、トルコ、エジプト、中南米 (ブラジル) など	(81)-18-888-98

AD海外あんしんダイヤルのサービス概要

たとえばこんなとき

- ケガをしたり病気になった
- 事故や事件に巻き込まれた
- 携行品が盗難にあった、破損した
- パスポート等が盗難にあった
- 損害賠償を求められた
- 旅行先で保険金を請求する

AD海外あんしんダイヤルへお電話ください。

現状の確認、契約内容の確認、
サービス提供の決定を行います。

1. 提携病院もしくは医療機関で治療を受けられる際には、AD海外あんしんダイヤルにご連絡ください。海外で治療を受けられる場合は、事前に予約するのが一般的です。AD海外あんしんダイヤルにて予約の手配を承っております。(注) 各国の状況や個別の病院の事情等により予約手配ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 提携病院や医療機関で治療を受けられる際には、必ずIDカードをご持参ください。